世界民の愉悦と悲哀

京大講師 恒藤恭

-

で、日本國民とされたと言ひ度いのだ。だから、私は生まれ落ちると同時に日本國民となつたと言はないだ。だから、私は生まれ落ちると同時に日本國民となつたと言はない生まれ落ちた刹那に、私自身の意識の裡に意志のはたらきと名状し私は生まれ落ちると同時に『日本國民』とされた。

作もなく答へるであらう。 ・のだらう?斯う云ふ子供じみた疑問に向って解答をあたへて呉れるたのだらう?斯う云ふ子供じみた疑問に向って解答をあたへて呉れるないことは確かだ。それでは、一體私は何者によつて日本國民とされないの母とても別に私を日本國民にする目的で私を生んで呉れたので

られてしまふ外はない。 のである。 といふことは、 ころの事實だけが、『私にとつての必然』の心證に參かり得るからで 由な意志に基くのではなくて、 ふやうなことと同様に、 孰れにせよ、私が日本國民といふ名義を有つに至つたのは、 その他の一切の事實はおしなべて偶然性の塵溜の中に掃き捨て 何故と云ふに、 私の生まれた日に偶々つめたい小雨が降つてゐたと云 その點から考へると、 私にとつては何等の必然性をも意味するもの 私の意志の欲求した結果として發生したと 私にとつては單なる偶然の事實に因る 私が日本國民とされた 私の自

١

のだといふことは確實だ。 知れない。 も論理の過程において固執して己まない態度との相違に歸するのかも 非論理的な與件として簡單に無視してしまふ態度と、 ばならぬ』と主張する私の論理との逕庭は、 自己自らのために、世界民たる自己のために、 敢て辭する所でない。だが自己を自己たらしめる自己の本質的部分は て捧げよ、全き自由は其處から生まれる』と教へる社會契約論の論理 出す可き力を具へた儼然たる前提なのだ。『全體の自己を國家に向つ 寧ろ私の論理においては、 りには、忘れることの能きない貴重な意味が結び付けられてゐるのだ。 かも知れないが、 學者は單なる時間の経過量として論理的に無視さるべきものと看做す 上に於いて著しい間隔が介在してゐる。 とされて後、日本國民たる自己を承認するに至つたまでには、 張を撤囘する必要があらうとは毛頭考へない。私が遮二無二日本國民 とされたのは、私にとつては全く偶然の事實に過ぎないといふ私の主 だ』と私を詰るであらう。それに對して私は敢て異議を申し立てよう る偶然の事實ではなくて、否定す可からざる必然の事實となつた ではないか、その自覺が嘗つて汝の意識のうちに現れたとき以來、 ではない。社會契約説に共鳴を感じてゐる國家哲學者が斯様な私 と、『自己のその他のあらゆる部分は、國家のために譲渡することも とも思はないが、それかと云つて、 が日本國民たることは、 |聞いたならば、『汝は現在日本國民の一人たることを自覺してゐる 鬼に角私を日本國民としたものは、 現實の人間としての私にとつては、 汝の論理から考へても、 此の時間の距りこそは、幾多の結論を生み 私が生まれ落ちると共に日本國民 此の時間の距たりを、 畢竟右の時間の距たりを 完全に留保して置かね 私の意志以外の或るも 最早汝にとつて單な それを飽くまで 此の時間の距た 國家哲 時間 汝 の

最初から必然な事實に基くものと言はねばなるまい。なぜと言ふと、 であることは、 斷言しても差支へないだらう。 に喪はれてしまふだらうから。 し去るならば、 あると私は斷定する。 私が世界民となつたことは、 にとつて偶然性の至大な事實であるかも知れない。それにも拘らず、 の 意志があるばかりだから。 私に斯う云う名義をさづける力のあるものは、法律の外には私自身の 驗すれば、世界民としての悲哀も経験する。 は唯の一度もない。だから、 れたことはあるけれど、 本國民としてのいろいろの義務の履行を數へ切れないほど屢々請求さ 5 ?評言を無條件に甘受するであらう。 必然性の源泉なのだから。 蕳 少くとも自分ではさう思つて居る。 !に彼れを『世界民』とする法律が有るとは答へない。事実私は日 ところが、 の 或るものは、 如何なる法律學者に訊ねて見ても、 私の生きてゐる事實を意味づける唯一の索縁は、 私にとつては何等の偶然の事實にも基くものではなく 法律學者の見解に從へば、 それは矛盾だと冷笑する人があるなら、 世界民としての義務の履行を強要された覺え そして私自身の意志は、 勿論、 私を世界民にした法律は何處にも無いと 私にとつて必然過ぎるほど必然な事實で それだのに、 生を此の世界に享けたことは、 そして世界民としての愉悦も經 斯かる體驗をしも矛盾として排 して見ると、私が世界民 私は世界民と爲つてゐる 日本帝國の法律である。 人が生まれ落ちる 私にとつての一切 私はそ 永久 私

そして私は自由が好きだ、 眞實の自由である。 そこで私は獨りさけぶ。 だから世界民としての私は、 私にとつての必然は、 誰れが何と言つても好きだ。 私の意志にとつての 自由民としての私だ

約束されてゐるわけだ。 世界民としての私の愉悦は、 斯うして私が世界民となつた瞬間から

世界民はユトピアの民ではない。

ければならぬのだ。 てゐない。だから世界民は、 きてゐる世界は、 終りが初めであつて、 ユトピアには時間は有るが歴史はない。 發展であつて、一度び失はれた瞬間は永久に囘り來る機會を有つ 歴史の世界だ。此處ではあらゆる瞬間が、 初めと終りとの中間はない。 此の今の瞬間を何時でも問題として居な そこでは初めが終りであり 然るに世界民の生 變化であ

ŋ

で陰慘たる顔色のうちに懷疑家めいた哀愁の表情を漂はせながら默り ど の願うてゐる方向とは反對の方向へ進んで行くのかしらと疑はれるほ 合はどちらかと言ふと例外なのであつて、 ぢきに抑へ切れぬよろこびに涙ぐんでしまふ位である。 てゐる。 に 與へられた現實に執着を有つてゐる。 それとは違つて世界民の感情はつねに搖いてゐる。 彼れらにとつてはどんな退屈さも決しく不平の種にはならぬらしい。 恐らく彼れらはさうした悦樂に退屈してゐるだらうと思はれるけれど、 れだからユトピアの民は悦樂は知つてゐるけれど、 現實である。充されない願ひもなければ、 込んでゐるのが、 ユトピアでは一切の現實がその儘理想であり、 世界民の理想なんかには頓着なく歩みを運ばせるが通常の有様だ。 現實をより良くしたいと云ふ希望が、 そこで現實のかげに僅かでも理想が姿を見せると、 屢 々見受ける世界民のポーズなのである。 現實をいとほしむ心が深いだけ 此の世界は何處まで世界民 彼れらの胸に一杯にあふれ 酬いられない愛もない。 悲痛は知らない。 彼れらは何よりも 切 の理想が だがそんな場 世界民は き直ちに

5 べての 民にとつては全然無意味な努力であつた。 る。 りする。 にフランスの文化においてat ドイツ國を』打ち建てやうと願つたドイツ人の曾つての努力は、 棄する所だ。 かしら世界の表面 とでも呼ばれやうものなら、 民でないところの人間にとつては、 國民でもあるわけだ。尤も世界民はそれを單純な符牒と心得てゐる。 民でもあり、 國籍に^、 置いてゐる、 自ら以て日本國民と稱することが無限の誇りであり、誤つて暹羅國民 マルクスは共産黨宣言の中で、『労働者には祖國が無い』と述べてゐ ú ための共同の財産であるべき筈だ。 没する時がない』と謂ふイギリス人の自負心の如きは、 々々が、それぞれ斯うした衿持をその國籍名に結び付けて有つてゐ それは世界民が哂うて抛擲した衿持である。 《れら自身の祖國』を持ち合せてゐないから、 二つの祖國を有つてゐる。 、ぜて語るであらう、『フランス人を除いた總ての他の國の國民た その心持はやがて世界民の心持なのだ。 文化運動の先驅を爲した。 は 民がユトピアの民でない證據には、 アメリカ國民 われらのフランスである』 ブラジル国籍に>。 世界民には國境がない。 或はスペインの國民でもあり、 例へばイギリスの國籍に、 を照明してゐる。 ポーランド國民、 つまり世界民は同時に或はイギリスの國 大層な恥辱を受けたかのやうに憤慨した homeに感ぜざるを得ないわけだ。 その一つは彼れら自身の そこでフランス人はほこらしく眼を 彼れが若し日本國民であるならば、 だから『自分の國の領土には太陽 ٤ 同じやうに『すべての國の上に 世界のあらゆる部分は、 スペインの國籍に、 ところが世界民は謂は 近代においてフランスはす 東那<トルコ>國民、 彼れは何處かの國家に 或はドイツの<ブラジル> 國民たると同時に世界 フランス人と一しよ 太陽は四六時中何處 祖國であり、 世界民 ドイツの 某國民、 世界民 世界 む ゆる の呼 籍 を

ない 者に れは ある。 家と同じ國家に屬してゐる人々の ゐるとさへ信じてゐる。 次の問題だからと云つて、 こころを抱いてゐるから、 尤も世界民は彼れを取り巻く一切の現實に對して絶つ能はざる愛執の は第中< r>次の問題であつて、 世界民がいづれ サートに興味を有つ者は、 一つなのだ。世界民が同時にいづれかの國家の籍を有つてゐるのも其 世界民にとつては彼れらの理想を實現するための大切な便利な手段 ばならぬことをよく合點してゐる。 て形成された現實を無視してはならぬこと、 うに歴史の無い時間の中に生活してゐるものでないから、 る人間は一人殘さず中華の民である。 殘りの國々の人間はおしなべて夷狄であつたけれど、 よつて行はれるコンサートを聽くことが能きないとしたら、 ためである。 の支那人にとつては、 をなつかしく思ふのだから。 對 寧ろ彼れ自身は、その事實に對して最も正當な價値判斷を加えて の 彼れの使つてゐるペン軸に對してすらも、 だ。 從つてそれがどの國家の籍であるかと言ふことは、 Ų そ 目的自體としての價値をみとめる心になることは到底能 ñ 或る會に籍を置いてゐないと、 は世界民のよろこびでもあれば、 かの國家の籍を有つてゐるのも、 そして彼は彼れの屬してる國家を愛する。 彼れら自身の祖國は世界の その事實に全然價値をみとめぬわけでは 鬼も角もその會の會員になって置くだらう。 彼れが某國家に属してゐることが第 決して第一次、 唯世界民は彼れの籍をおいてゐる國 大多數と一しよになつて、 だから國家といふ歴史的産物も、 尤も世界民はユトピアの 否、 それ 或る音樂者たちの手に 第二次の問題ではない 十分それを利用せね 同じ様な必要からで 哀しみでもあ の有つてゐる 『中華』 世界民の眼に 彼にとつて 歴史によつ そのコン 國家その であり、 中 り 民のや 彼

の

L

在

<

民とする法律はない。 悉く世界民たるものではない。 人間自身の自覺があるのみだ。 の 人間は 世界民の友だちであり、 人間を世界民とするものは、 人間を國民とする法律はあるが、 同胞であるけれど、 人間自身があるの 彼れらは 世界

ある。 うちの民籍に登録するのであると、 眞實の自我にめざめるとき、 する刹那に、 沈潜して、自己をして人間たらしめる至醇の本質をサイヘし>つかり把握 きを指す。 自覺とは、 世界民の考へ方から言へば、 世界民としての彼れの生涯は始まるのだ。だから人間が 人間が自己自らのうちに自己の本質を見出す心 彼れは自らを世界民として彼れの意識の 世界民は自ら省みて確言するので 人間が自己自らの内面に深く の は たら

が

それは最早如何なる自己でもなくなつてしまふ。 持者たる與へられた自己を愛護し尊重すると同様に、 承認しなければならぬ。 がやはり他のあたへられだ自己にみづからの存立を託してゐる事實を みづからの存立を託してゐることを肯定する以上、 約束がつながってゐる。 しての自己に、みづからの存立を託することは、 れた自己と同じものではないが、あたへられた自己と絶縁すると共に、 しく尊重すべき筈である。 ねばならぬ第一の約束である。 、ところの他の一切のあたへられた自己をも、 與へられた自己は人間の一人である。 本實<質>的な自己は、 そこで本質的な自己は、 これが第二の約束である。 この約束には更に必然に第二、第三の 本質的な自己は、 ひとしく愛護し、 既に與えられた自己に だから一個の人間と みづからの存立の支 本質的な自己の守ら 他の本質的な自己 おなじ務めを盡 各人の自我の本 此 の與 ひと ハへら

> なのだ。 あり、 熱愛者たる世界民は、 べき真實の愉しい自由のやどりかが剰されてゐないのだから、 その中に在る各個の自己の不當な拘束であつて、 はねばならぬ。 は自己の本質にめざめた人間の本領から遙かに遠ざかった態度だと言 目的の體系内に嵌入されることを以て満足する者があるならば、それ が局限さるべき何等の理由もない。 通>關係とか、 的の體系は何處までもその範域を延長す可き筈であり、或いは人種性 に参加しなけばならぬ。此れが本質的な自己のまもるべき第三の約束 所の與へられた自己を率ゐて、 の本賀が深められ、擴大され、 のあたへられた自己と協力して成就することにより、それぞれの自己 能きるやう、 な自己の保存發展を障害する一切の非本質的なものを征服することが け保存され發展されなければならぬ。 人間の運命のためにひそかに涙をそそいで巳まない。 んは、 共通とか、 、必要である。だから各個の本質的な自己は、 他方にはあたへられた自己が單獨では成就し得ない事柄を、 各人の 現實にあたへられた一つ一つの自己が存在する限り、 あらゆる與えられた自己が互ひに協力することが必要で 或いは民族性の共通とか、 生存と努力との全意義の源泉なのであるから、 或は宗教的信仰の同一性とかを標準として、 偶然的標準による目的の體系の範域の局限は、やがて かの窮屈な體系の中に囚はれてゐる數知れない 共同の使命を戴く統一ある目的の體 豐かにされて行く機曾を獲得すること 斯かる局限された範域の上に立つ そのためには、 或は同一國家に對する共屬。 みつからを支へてゐる そこには人間の享く 一方には本質的 その範 能きるだ 此 の目

の

容を・べてみたら、 たへられた各々の自己が、 あらゆる本質的な自己に課せられる、 此れらの約束が忠實に履行され得るためには、 世界民としての立場にみづからを置く外は 以上のやうな必 然的 あ

を る絶大な目的の體系の一成分を支へてゐるのだと云ふことの認證は くのだ。 世 た自己の微力さと不純さとをかへりみ、 なんといふ限りない悦びの體驗だらう。 ないと云ふことが會得されるであらう。 「界民は絶望に似た嘆息のうめきを覺えず洩らすことである。 |礙するところの抵抗が如何に強大なものであるかに想ひ到るとき| 彼れの生涯が始まると世界民が信じてゐるのは、かうした事情に基 ・ち自己みづからの裡に自己の本質を見出すとき、世界民として 數知れぬ他の自己に於てみとめ、 ささやかな自己の存在すらも、 そしてかの壮麗な體系の實現を おなじやうな微力と不純さと とは言ふものの、 一切の自己を包容する力のあ 人間がほんとうに自覺すると あたへられ

()

四

その國家の民たる資格においては、 民がユトピアの民に歸化しない限り、 めれば、 する立法者もなければ、 柄でもあれば、 民には法律がない。 法律によつて定められた役人の仕事にも敬意をはらふ。 尤も世界民は同時に何處かの國家に籍を置いてゐる筈だから、 必要な事柄でもある。 法律の條文をかざして彼れらをさばく裁判官 そして高い權力の座に立つて世界民に命令 法律の要求するところの租税も納 此れらの事柄は、 已むを得ない 世界

辯護士が巧みに利得の資本につかふところの法律がそれである。 る意味での法律もないと云ふわけではない。 さへた法律のことである。)た法律を世界民は一つも有つてゐない。 兄界民には法律がない。 斯く言ふ場合に法律といふのは、 法律學者が丹精に研究するところの法律、 けれども世界民には如何な 心の趨くままに行動して 人間がこ さう

> が權力の法律を有たないのは、 質的な自己にとつての發展の自由は存在しない。 をも含んでゐるわけだ。 するといふことの中には、 に課せられる社會生活の普遍的規範である。 と共に洩れなく包容せむとする所の目的の體系において、 う。 こさへたのでないとすれば、それを自然法と呼んでも差支へはなから 然法とよぶ慣はしを排斥する必要もあるまい。 難を受けたのだがそれかと言つて、 律哲學者なり社會哲学者なりの慣はしであつた。 に對して人間のこさへたのでない法律を自然法とよぶのがむかしの法 だから世界民にも法律があるとすれば、 かの意味での法律が必要だ。ところが世界民は立法者を有つてゐない 典型にかなつた者を求あることは殆ど不可能だから、世界民にも何等 かに愉怳してゐる所だけれど、もとより彼れらの中にさうした至人の 自然法といふ概念にいろいろの獨斷的な理論を結び付けた爲に批<非 、ささかも則を超えないと云つたやうな境涯は、 法律でなければならぬ。 それは一切のあたへられた自己を其れの支へてゐる本質的な自己 權力が個人に向つて命令するところでは、 だから必然に斯かる意味での自然法 人間のこさへた法律を人定法と呼び、それ 當然至極の事柄だ。 人間のこさへたのでない法律を自 それは人間がこさへたのでな 世界民としての自覺に達 世界民の法律は人間 自由の民たる世界民 それらの學者たちは 世界民と雖も心ひそ 各個の自己 石の認識 本

利は大であるが、 自由と幸福とのために作用せしめるやう努力すべき義務 を確保せむことを要求し得る權利、 を以つてする~一切の權力<利>に對してすべての人類の自由と幸福 自 然法は世界民にさづけるに次のやうな根本的權利と根本的 その負擔も洵に重いと言はねばならぬ 切の權力をしてすべ ての 世界民の権 人類 義務

最も確固たる組織を具へて

あらゆる權力の中で最も強大なるもの、

を指導することでなければならぬ。 る要求に應じてすべての人類の利益のために活動せしめるやう、 向つてすべての人類の自由と幸福とを確保せむことを要求し得ること め いてゐるのも、 でなければならぬし、 ゐるも の 方便と視らるべきだ。 の は國家である。 斯かる權利を維持するため、 世界民の義務の主要なものは、 だから世界民の權利は、 世界民がいづれかの國家に籍を置 斯かる義務を實行するた 何よりも先づ國 國家をして斯か 國家 家に

の

ぜないし、 やうな目的のためにのみ國家は個人の意志を拘束することを許される。 るものでもない。 自然法は、 或 らのものを現實の社會生活において確保し增進する目的のためにのみ [家の行動に對して、忌揮なき批判を加へむことを期する] [家的權力は權力として存立することを許される。 客観的には各人の自由と利益、 國家の活動の効果がこの限度以下に停滞することを是認す この限度を超えて國家が個人の意志を拘束することを肯ん 世界民は斯かる自然法の原則を把持しつつ、 主觀的には各人の個性と幸福~此 言を換へると、 一切の か ħ

ばならぬ、 することにより、 幸福とを直接に尊重されねばならぬ。 る國家、 向って要求し得なければならぬ。 得なければならぬ Lは先づAなる國家その者により、 !のすべての國家が、 人は、 Dなる國家、 次に彼れはAなる國家以外の國家、 三重の關係において、 自己の 彼れの属するAなる國家の自由と幸福とを尊重 その他のすべての國家によつて、 自由と幸福とを間接に尊重すべきことを要求 自己の自由と幸福との尊重を國家に 個人がAなる國家に屬するとき、 自己の自由と幸福とを尊重されね 第三に彼れはB、 ・ちBなる國家、 Ć 自己の目 D C な その I 的 と 彼

たとへば、 個人の自由と幸福とを維持增進するための最も重要な條

○○○○て來たことは、

が、

正義人道の擁護者を以て任ずるイギリス、

フランス、アメリカ、

○○などの諸國家によつて、數年來右の第三の意味での○○○○○

世界民にとつてはいたましきアイロニイであ

を要請する。 他の國家に對し生存權を主張し得ることを、 家に屬する國民の全員が總體として、 生活手段を補給し合ふべき義務を履行することを希望する。 それぞれの國家を構成してゐる國民の平均的生活程度が、 政策の非人道性を、 つて自國民と平等な生存權を認めることを拒む場合には、その國家 もしもある國家がその領土内に住んでゐる他國民の全部又は一部に して止まぬであらう。次に世界民は、 の要求にかなつた社會組織を設定しない限り、 組織を構成することを、 民の全員をして平等に人間らしき生活をいとなみ得させるやうな社会 件たるべき生存權について考へて見る。 一の高さに近づき得るやう、各國家が相互に他の國家に對して必要な 他國民に對し自國民と平等なる生存權を確保すべきことを要求し、 |全員に對し、平等の生存權を確保すべきこと、換言すれば、 この義務の履行をよろこばぬ國家に向つて、 鋭く攻撃することに努めるだらう。 自然法の權限によつて要求し、 換言すれば國家の名において、 各國家がその領土内に在る一切 世界民は、 各國家が承認すべきこと その國家の秩序を攻撃 各國家がその ある國家がこ 更に世界民は 正義の敵と 能ふ限り同 その 或 Ó 民

の

○○○○○○○を點するものである。 くもロシア國において其の例外を見むとすることは、世界民の○○○ を無視してゐることは、 現存の國家が殆んど悉く、以上の三重の關係において人類の生存權 <以後の文章は1945年の「世界民の立場から」では削除 / 世界民のかなしみ憤る所である。 しかもそのロシアの國民たち 唯めづらし

いふ汚名を世界民はさづけるだらう。

6

男女をこぞつて饑餓に苦しんでゐるドイツ國民の場合について、 とは思ひもかけなかつた つある。世界民は一九二〇年時代において斯かる悲しい経験をしやう ゆる正義人道を愛する國家によつて最も組織的に最も冷静に行はれつ まざと見せ付けられる。戰爭にも、 ると言ふの外はない。 おなじやうな生存權蹂躙の残虐な事實は、 まさる大規模の殺人事業が、 まざ 謂は 老幼

の

それは自家の立場を覆さむとするものだ。 迫を被りつつある民族の獨立運動につき、いろいろ報道に接する毎に、 場合を除けば、個人に向つても、 族自決權を主張する者にして、 獨立運動につき、 權利を有する以上、個人の集團たる民族も亦同じ權利を有たねばなら として當然生ずる權利である。 するものと言はねばならぬ。 自己の自由と幸福とを確保さる可きであるかを自ら決すべき権利を有 福の維持增進のために存立する。 みとめる權利なのだ。自然法の要求によれば、 る人間の法律によつても認められてゐない。國際法によつても、 「界民の顔の表情は或は晴れやかになつたり或は憂欝になつたりする。 1の國家の國法によつても、それは世界民の法律、・ち自然法のみが 民族自決權の據て存する本來の基礎は個人自決權である。 更に民族自決權の例についてかんがへてみる。 併しながら現存の國家は、 其の正當なる自決權を承認しやうとしない。アイルランドの民の 印度の民の獨立運動につき、その他すべて不當の壓 民族自決權は斯かる個人の自決權の歸結 大して自家の痛痒を感じない例外的な 個人が個人として所屬國家を決定する 個人自決權を否認せむとするならば、 個人の文化的集團たる民族に向つて だから個人はいづれの國家によつて たとへば濠洲人が 國家は個人の自由と幸 民族自決權は如 だから民 『濠洲人 いづ 何な

> 體が團體だからと言つて有つことは、 を有つこともゆるされるけれど、 その團體たる性質に基いて、ある事項については個人の有たない權利 論理は、 決定する權利をみとめることなくして、 權利を有たない』と主張するとき、彼れらは後半の主張によつて前半 ると共に、『黄色人は濠洲人の建設した國家に屬して自由に活動する 主張の論理的根據を否定し去るものである。黄色人に國家所屬性を 世界民の斷じて許容せざる所である。もとより個人の團體 個人の權利を害するやうな權利、 世界民の法律において認められ 白色人に同じ權利をみとめる

<以上、「世界民の立場から」で再録されなかった部分^

る限りでない。

五

がある。 世界民には、 彼れが視て以て最もたうとい誇りとするところの特權

といふ特權が、・ち其れだ。 世界民としての立場から一切の事物を判斷し一切の行動をいとなむ

第三階級に向つての反抗において、 て立つたときに、第三階級が代表した民主主義者の立場である。 とする世界主義者の立場である。 の利益と幸福とを標準として、 立場である。 情にみちた洞察の眼を一切の事物の上に向けやうとする批判主義者 る理想主義者の立場である。 世界民の立場は、現實に事立脚しすべつつ、>現實を超越しやうとす 偏狹な國家主義、 あらゆる偏見と我執とを抛擲し去り、 總ての社會的事象の價値を規定しやう 偏狭な民族主義を斥けつつ、人類全體 曾つて第一 第四階級の據りつつある社會主義 階級、 第二階級に反抗 現に 同

は濠洲人によつて建設された國家の下に生活する權利がある』と唱へ

とする兩性平等主義者の立場である。 者 自 1覺せる人間の立場である。 の立場である。 壓制者、 縱<搾>取者、 社會生活において女性を男性と平等の地位に置 好戦者に向つて、 あらゆる偏見者、 極力反省を促すところの 空想家、 偽善 かう

の

場である。 られた唯一の立場である。 クスの立場である。 ヱリに對するグロチウスの立場である。ブルジョア學者に對するマル 人類の悲哀を悲哀とするところの、 世 界民の立場は、 クレマンソーに對するウィルソンの立場である。マキアヴ パリサイ人に對するキリストの立場である。 因襲と偏見から解放され、 シルレル<ビスマルク>に對するゲーテの立 純真なたましひの所有者にあたへ 人類の愉悦を愉悦とし、

能ふ限り個性的な發展を與へやうと努力する。 な人間性を保持しつつ、 存する一切の文化は、 個人が社會と交渉する所のあらゆる接觸面において、世界民は自 各自の性格、 世界民の共同の財産でなければならぬ 各自の境遇をとほして、 その爲めには、 此 世 界に れに 由

Ġ 容の價値に差別を付けることは、 ば るものではないけれど、 基くところの<にもとづくところの>文化内容の<を>差別な<し>閑却す 静な現實の観察者だから、 ねば 界民の価値判 すべての種類の文化が國境を知らないのだ。 學問には國境が無い』と言はれてゐるが、世界民の見方からすれ ならぬ 斷 は あらゆる民族の文化内容に對して全然公平であ 差別を發生させた原因に拘泥しサヤ<た>文化内 さまざまの自然的原因並びに人爲的原因に 世界民の甚だ快しとせざる所である。 もとより世界民は冷

界民は 界民は人生と歴史に無限の愛着を有つてゐる者だから。 へば此處に日本國に籍を置く一人の世界民があるとする。 彼れの祖先たちが産み出した 切 ?の日本人に特有な文化に對 此の一人の 一般 15

> 浄瑠 をいともたふとしとするだらう。 ましい惱みから解脱するみちを教へた聖僧を、 は、 の努力を心から感謝したいと思ふだらう。 盤の上に、さうした一隅をたがやして置いたところの、 うに透きとほつた生活經驗の核心をながめて、 だのの歌の中に、 福をしみじみとかんがへるだらう。 陶>醉させた┛┫と〉することにおいて、 掬したり、 だ。 づれの國の文化に對するよりも、 るだらうから、 Ų たごゑに聞き恍れては、ひたすらに彌陀の慈悲にすがつて凡夫のあさ 創り出した文化の内容については比較的に大なる理 どれも此れも彼れの心の木切な財産であり、 おそらく彼れは雪舟や大雅の筆意のうちに漂渺たる山水の風韻を 言ふまでもなく深い興味を寄せてゐるに相違ない。 璃の三味線のねいろの縺れに、 廣重や寫樂の色調からあふれ出る人生の情味に官能を湘 日本の文化をなつかしむ彼れの自然の感情は、 太祇だの芭蕉だの一茶だのの句の中に、<水>晶 一層濃やかだらうと推察され 彼れが結びつける聯想のかずかず 彼れはまた人麿だの實朝だの良寛 日本人の一人として育つた幸 能樂の鼓のひびきの冴えに 祖先の中に見出すこと 人類の文化の廣大な地 緩やかな御詠歌のう 解力を有つて 其れらの人々 彼れ は いるわけ 他 日 のや 本人 の

だと、 宗教的文化、 識の體系を築き上げて行く學問的文化については、 以外の國々の文化を味解する能力は、 の文化を味解するだけで満足するものではない。 はれるともなく次のやうに語るだらう 及ばぬだらう。 日 本國に籍を置く彼の世界民は、 私は信じてゐる。 政 然小し兩者の差違は、 治的文化 此の程度の差違は、 經濟的文化などについても左程大きくは 以上の推察を一々肯定した上、 質の差違ではなくて程度の差違 私の國の文化を味解する能 5 必然的な普遍妥當的 『だが、 勿論 極めて微小であり 私の心は 私 のジ が 私 力に の 問 或

う を問わず、 とは無益だらう。それよりも吾々の念とせねばならぬ點は、 他の民族の文化の意味に對する吾々の理解力を、 爲する場合に、それほど嚴密な考へ方を採用しない限り、 得られると言はねばならぬ。 嚴密に考へたら、 現される文藝的文化について最も大きからむとするだらう。 < き上げて行かうとする懸命の努力を妨けるもの められやうか?・ 治生活の闊達さが求められやうか?印度人の宗教的冥想の神秘さが求 ンジエロの彫刻の偉大さが求められやうか?ササササト━<プラトン>の哲 か?ベートーヴエンの音樂のうつくしさが求められやうか?ミケロア が 全文化内容を殘らず・べて見たところで、トルストイの小説の深刻さ よろこび、それらの人々の苦しみを苦しみたい。 活經驗を豊かにしやうと努力することであるべき筈だ。私は私が味解 分の屬する國で生まれたものたると、 作家とほぼ同じ深さの藝術的經驗を積んで來た人によつてのみ味解し [境を劃して、 あ)得る限りのさまざまの國々のさまざまの文化内容を通じて、 解となつて來るだらう。 .求められやうか?レムブラントの繪畫の輝かしさが求められやう か?羅馬人の法律技術の巧みさが求められやうか?イギリス人の政 ゖ 數知れぬ人々の生活の内容に沒入したい、それらの人々の悦びに 習 だかさが求められやうか?李太白の律詩の雄渾さが求められや 「俗的文化について稍大きく、 一切の價値ある文化内容を正しく深く味解して、 その内側に安住しやうとする人間たちの心持が愈々不 藝術的作品はその作家によつてのみ、 斯うした疑問を起せば起すほど、 私たちの國の領土の上にすぐれた文化を築 われわれが文化の意味の理解について云 藝術的文化、 他の國々で生まれたものたると は 私の属してゐる國の 本質的に否定するこ 殊に言語を通じて表 あの依怙地な頑冥 少くともその 文化の世界に 他の國民 それが自 けれども 自己の生 、その國

な國粋主義者たちのうるさい蠢動だ!単

かがやく。 に享樂の盡きざる可能性を想ふとき.世界民の愉悦は雙つの瞳に火と 、なく豐かな文化の構成層を歴史の斷面に於いて見渡しながら、 あらゆる優秀な文化産物は、 世界民の誇りであり、 富である。 其處

ij

六

度を、 におもふだらう。 まれた思想であるかのやうに感ぜられる。 あらゆる正しい思想、 をつけて、 思想に對して狐のやうな疑ひ深い眼を向け、『外來思想』といふ貼札 らねがつてゐる。 れないものであるならば、 會で生まれた思想であるにしても、 世 『外來思想』といふ語がある、 界民は外國語といふ差別の範疇が無用となる日の到來することす 世界民は憐れみ且ついやしむこと甚しい。 警戒と・惡との對象としやうとする怯懦な偏狹な人間 況んや、 あらゆる眞實な思想は、 反つて 自分の属する國家の領域の外部で成長した 世界民の大嫌ひな語の一つだ。 『外來思想』と銘業打つても可い それが世界民としての立場と相 反對に假令彼れの屬する社 恰も彼れの心奥から生 世界民にとつて

きの教育家やが、 界民の心の扉をくぐることを許されない。 てゐる思想であつても、 て來た思想であつても、 外には批判の階段がある。 世界民の心の扉は、 妄りに危険視する思想であつても、 その階段で躓くつまづく>くものは、 彼れの属する國家の現在の民の大多數 切 の價値ある思想に向つて 彼れの屬する國家の民の・先が大切にし かたくなる官僚や、干渉好 開かれてゐる。 其處ではやすや 決して世 が抱

ら盛んな歡呼をあびせられてゐる思想が、 圍にうづくまつてゐるだらう。 な思想が、 迫され、不當に排斥されてゐるところのあらゆる正しい思想の避 んでゐるやうなことは、 [性がそだつて行く證據だ) 扉の内部をのぞいて見ると、 部屋の中でのいろいろ思想の居場所がかはる。 段をのぼつて行く。 部屋の中心に座をあたへられ、 十分有りがちな光景である。 世界民の 扉の外では多くの珍らし好きの そこでは世界民の各自の個性に 心 の扉の そこでは部屋の片隅に さうでない思想が部屋 内部は、 だから不當に壓 其れは世界民 月日の經過に伴 人々 いかが の周 !切實 難 か 所

集中する問題である。 て いて使用すべきであるかべがく、 民が各々自國の言語を維持しつつ新しい世界共通語を相互の交通にお する事業にたづさはるだらう。 め について世界民の頭をなやますものは言語の相違の問題だ。すべての を だらうし、彼れの生活してゐる社會の有つてゐる所のねうちある思想 うつくしい思想が、 [語を廢棄すべきであるか等の問題は、 るだらう。 ず>れかの國の言語のみを世界共通語として使用し、 廢棄して新しいい世界共通語のみを使用すべきであるか、 語に採用すべきであるか、それとも一切の人類が從來の言語をすべ |界民は各々他の國の言語をなるべく廣くなるべく深く學ぶことに努 他國の社會に移入することにも、 世界民は彼れの生活してゐる社會の中へ、 一層その責務を痛感するだらう。 飜譯の方法によつて他國の思想を自國の言語の中に表現 他國の社會から潤澤にそそぎ入ることに力を竭す 世 界共通語の問題自身の解決を待つまでもなく 又は孰<いず>れかの國の言語を世界共 藝術家たる世界民、 ひとしぐ心を勞するだらう。 世界共通語の問題、・ち各國の 世界民が非深<深甚>の興味を 正しい思想、 科學者たる世界民 他のすべての 力ある思想 又は靴< それ

> 少數 尚ほまた、 いふ間題の解決は、 /が疏通されるに至ることは、 《在あまりに多岐にわかれてゐる諸民族》 の種別にまで整理され、 完全に近い世界共通語は如何にして創り 世界民のすべてに課せられた最も重大な任務の 民族と民族、 世界民が希望して已まない所である。 國民と國民の相互的 諸國民の言語 出し得られるかと 能ふ 理解

途

現

ť

つでなければなるまい

によって、 於ける國家主義の見地と對照され、 世 界民が立 明確に諒解し得られるだらう。 脚しやうとする世界主義の見地は、 國際主義 の見地と對照されること 政治上殊に外交上に

念は、 政府主義に與しないで、 る間は、 してゐないといふ判斷が、 なしに能く平和的社會生活をいとなみ得るやうな道徳性の水準に到達 なのだから、 題とされるのは、 もない。 それかと云って此の意味での無政府主義と原理的に相容れないもので ある。 価値を肯定しやうとする思想を指すのであつて、 主義といふ概念は、 國家主義には二様の意味がある。 世界主義は此の意味での國家主義と相容れないものでは 斯かる國家の存在價値を否定しやうとする無政府主義の概念で 世界主義者はみづからの主張の貫徹の便宜上及び必要上、 但しこの意味での國家主義と無政府圭義との對立において問 現實の人間の大多數が、 如何にして社會組織を維持すべきであるかと云ふ點 社會組織維持の條件又は方法としての國家の 國家主義に加擔するだらう。 さまざまの客観的事實によつて正當とされ 先づ一つの意味においては、 強制権力の支配を前提すること 其れと對立を成す概 世界民がいづれ 存在 或 民

織するやうなことは そう云う計畫が成立し得るとしても、 それは人間の教育の理想の問題であつて、 威 較的容易に出來上る小さな理想的社會の中で清らかに暮すよりも て をみとめないだらう。 む人々の心持に同情するだけで、 主義的社會組織を實現することが能きる事は勿論だ。けれども假りに 水準に近づいてゐる又は達してゐる人間だけを集めたならば、 の が 的 家といふやうな強制權力を有つ團體を構成することなしに、 か 人類を包含する不完全な醜惡な社會の中に生活して居たいとねがふだ `ゐない又は近づいて居ない所の澤山の人間 問題とは、 淘冶されることは、 に據つて提起するのは、 社會生活をいとなみ得るやうな高度の道徳性にまで、 國 「家に屬しつつ、 論點を異にするものである。 世界主義の精神に叶はないからだ。 なぜかと言ふと、 世界民が何人にもまして切望する所だけ その國家に向つていろいろの要請を自然法 かうした見地を背景とするものである。 その計畫自體にはあまり多くの 世界民はさう云ふ計畫をもくろ 所要の道徳性の水準に到達 現實の社會組織の維持條件 若しも右のやうな道 たちを除外して社会を組 大多數の人間 世界民は 能く平 無政府 徳性 れど、 價值 の 全 或 比 l の 和 権

家の うでなけ 値 で 家その者に超越的實在性が認められるのが通常だけれど、 として社會生活の全體を規定しやうとする思想を謂ふ。 といふ 次に第二の意味においては、 |存立發展に役立つや否やを標準として、 根源であり、 國家主義の主張從 團體その者に對し獨自 れば ならぬと云ふわけではない。 すべての他の團體なり個人なりの存在は へば 國家といふ社會的形象は一切 の價値を認め、 國家主義とは、 東に角へとに その價値を森<評>定され 特定の國家の利害を標準 社會生活において國家 かく>此 此の場合に國 必すしもさ の社會的價 特定の國 此の意味

或

の

る國家から見て外國と呼ば るべきだ=<と>言ひ換へると、 注意しなければならぬ すべての團體は、 國家の存立發展に仕へる手段として初めてその存在価値を有する 此の場合に特定の國家以外のすべての闡 それ自らの存在價値を有するものではなく、 れる團體が悉く含包されてゐることを、 すべての個人並びに 體といふ中に 1特定 の國家 は Ď 以 或 の 定

に

だ。

の

の

定の それとは違つて 國との交通を斷っ 絶滅してしまふことが最良の國策であり、 意に利用し處分さるべき單純なる材料であり、 的價値を認めるものである。 次的な價値ではあるが尚ほ獨立の價値たることを失はないところの目 主張すると共に、 Ų なる意味に於いても獨立の價値を認めないで、 家主義は、 とは、 前者の存立發展のための手段としては存在價値を認められると云ふこ ことが必要である。 べき思想傾向と、 この第二の意味での國家主義の中で、 は 立 |國家の存立發展のための手段としてのみ意義を有つと主張するに 國家の存立發展のために役立つところから價値を獲て來ることを 自己の存立發展の障碍たるものだから、 場から見ると、 相對的國家主義は、 此れらの兩様の國家主義に共通な根本思想なのだが、 特定の國家以外のすべての國家の存立なり發展なりに て孤立の地位を守ることが、 それ等の國家の存立發展その者に對しても亦、 相對的國家主義とも云ふべき思想傾向とを區別する 相對的國家主義を採る國家は、 すべての外國は、 或る國家との關係に於いて、 特定の國家以外のすべての國家の存在 だから絶對的國家主義を採ってゐる國家 自己の存立發展のために 更に絶對 それが不能だとすれば、 能ふ限りすべての その全存在は 望ましく考へられ 多くの場合にお 他のすべ 的 自己の存立發展の 國家主義とも云ふ ての 絶對 か いて外 は 國家が 外國を の 第二 特 如 的 特 反 定 何

の

うした方針に基づいて外交政策を定めて行くのである。 交通をいとなむことが、 いを遂 げるために は 他 否定す可からざる要件たることを認識し、 國 の法理的 人格を承認 して相 互 の間 に平 · 和 そ 的

家の存立發展のために役立つと否とに拘はらず一定の價値 かうし 或る國 を へる傾向とが區別し得られるだらう。 に 或 とによつてのみ可能であるといふ事實を根據として、 国家が 一に他の國家の法理的人格を承認すべきであると主張する思想である。 役立つからだと考へる傾向と、 には獨立の價値があるけれど、 後者は個人主義的國際主義である。 特に國際主義的國家主義と呼ぶことが能きる。 ;二の意味での國家主義の中で斯やうに相對的な傾向を有つた 相互に他の國家の人格を認めてゐる場合に、 た主張を立てる國際主義を中心として考察<察>すると、 「家の満足な存在發展は、 (の國家が相互の聞に利益の連帯の關係を有つてゐる事實) 他の國家との平和的交通を持績するこ それは自國の存立發展のために間接 各個の國家の存立發展には、 前者は國家主義的國際主義であ 他の國家の存立發 國際主義といふの 多數の國家は相 があると考 多數の 他 の國 ŧ · 5 の

行は 家の存在が意味づけられる。 有する。 者の見解に從ふと社會生活において獨立の 生活を規定しやうとする思想に對立するものは、 價値を有することを認め、 第二の意味での國家主義、 れるることを要し、 國家は個人の生存向上に役立つ限りにおいてのみ存在の價値を 人の人格の維 だからあらゆる社 持發展 或 特定の國家の利害を標準として一切の社 家と國家と の目的に 會的價值 國家の一 ・ち社會生活に於て國家その に役立つ の根源たるものは個人の人格であ 切の の關 係に 活動は斯かる標準に基いて ための手段として初め 價値を有つものは おいても、 個人主義である。 先づ顧り 者が獨 個 人であ 感慮さ で國 立 後 會 の

家に對して一段と優越せる地位に置き、

その

ために

他

の國家に

して

だ。

何となれば、

此の意味での國家主義は、

ある特定の國家を他の

ても、 圍は、 理的 れらが從來居住してゐた國家の人民たちは新に生活の餘裕を見出し、 ら來つてそこに居住することを願ふならば、 國の領域内に廣濶で人口稀薄な原野があり、 してゐる一般の人間の生存向上のために惡い影響を及ぼさないと解 てゐる個人の生存向上のために有利であり、 てゐる領土の一部分を他の國家に譲渡することが、 の その一定の價値とは、 發展のために役立つと否とを問はず一定の價値を、 る國 まもらうとするやうな態度を是認する場合もあり得るけ 係において、 のタイプがあり、 るべきは個 は 反對に自國の人民の平均 たならば、 ゐる國家があると假定したら、 人主義的國際主義は、 前 價値である。 世 に述べたが、 界主義が第一の意味での國家主義とは兩立し得るものであること 「家の態度については、 な個人主義の見地からすれば、 その國家は意とすることなく移住希望者を迎え入れるだらう。 一切の人間を包含すべきであるから、 悦んでその領土を他の國家に割譲するだらう。 人の 他 若しも個人主義的國際主義を外交方針として採用して 人格 の國家の存在を否定しやうとしたり、 第二の 無反省な淺薄な個人主義は、 . の維 各個 個人の人格を維持し向上するための手段として)意味で 的教養程度が多少低下するやうな虞れ 持發展の目 必然に國際主義を支持せざるを得ない。 の國家の存立發展に對し、 その國家は側本<假へば>自己の所有し の國家主義とは相容れないことは 個人の人格といふ場合の個 的である。 彼れらの移住の結果 且つその領土以外に生存 他の國家との關係にお 誠實な人間 國家が他 個 人主義 その領土に 認 他の國家の 又は全然孤 めると言つたが にたちが れど、 にも の國家と 又例 いろ があ 他國 べば !居住し 人の 存立 も合 立 彼 個 3 自

國際主義が個人主義的なものでなければならぬこと+<は>瞭かだ。 てゐる間は、 ゐる人間 それが第一の意味での國家主義を支持する必要があると判斷し たちの自由と幸福とを害する結果を招くからである。 國際主義を援助するだらう。 しかも世界主義の援助する 世界主

ひをする な自我にめざめる日は、 を探るものではない。 たところで、各國の人民の大多數が世界主義に共鳴するに至らない限 謂はゆる國民的外交があまねく國際關係において行はれるやうになつ くまでも國家主義的國際主義の根本的性質を固執するものであり、 ふるに各國の人民の大多數によつて力強く後援されてゐるものなのだ。 現在の國家は殆んど悉く國際主義を採用してゐる。だが、其れは飽 各國の外交政策は、 彼 れの 執るべき態度ではなからうかと、 しかも各國の人民の大多數が、 いつになつたら來るだらうか、 到底世界民の希求するやうな公正不偏の方針 世界民は時に心細い思 彼れらの本質的 絶望的懐疑こ 加

八

第年は人類の犯し得る最大の罪惡だ!

るまいか? 獣のやうな・惡の念に燃ゑあがる。 、野獣的兇猛性の止め度のない発露だ。 が國家と國家との間に開始されるとき、 愛國心とは最も恥づべき不徳ではあ その後のあらゆる戦闘行爲は、 人類を殺戮することが、 雙方の國民の感情は 國家 悉

の

者は殊勝らしく辯解するだらう。 正義のための戦争なの作くで>、 だが、 人道のための戦争なのだと、 正義は誰れのための正義だら 戦爭論

> ら正直で、 りする國家道徳論者よりも、 はない。 て、 義が製造され、 う?人道は殺人者のための人道なのか?大規模の殺人事業によつて正 姦通から貞操が生まれ、詐偽から友情が生まれると主張し得ぬ筈 正義の女神を引き合に出したり、 幾ら可愛いか知れはしない。 人道が製造されると言ひ得るならば、 、あからさまに上帝に楯突く惡魔は、 人道の天使の名を騙つため 同じ論理に基 いく

値は、 はない。 ることはあるにしても、戰爭によつて失はれた數知れぬ生命<人命>の 行為が正當とされるだらうか? 戦争の暗雲が拂拭された後、 如何程莫大の文化の財を積んだところで購ひかへされるもので 若しも強姦によって生まれた兒が聰明であるならば、 新しい文化の太陽がさんらんと輝き出

完成も、 軍備撤廃運動は一層熱心に賛同する所だ。 満腔の賛意を表する。 の 界民は何人にも劣らす深刻に感じてゐる。 |機會を減少することを目的とする制度なり努力なりに對し、 戦争のいとふべく、悲しむべく、 彼れの衷心から希望する所だ。 軍備制限運動はもとより彼れの賛同する所だ。 憎むべく、 だから戦争を防止し、 國際仲裁裁判所の速かなる 呪ふべきことを、 戰

他國を威嚇し壓迫する外交政策が最も正しいと考へられる。 ことに役立つ外交政策が最も望ましく、 豊富な原料の産地を獲得したり、 を以て是れに擬するものは、 うとする思想なのだが、 國家主義は國家の利害を標準として社會生活の一切の事象を規定しや 利害を擧げるものは、 國家主義が好戰思想の仲よい道連れであることは言ふまでもない。 資本主義的國家主義であり、 謂ふ所の國家の利害の内容として、 軍國主義的國家主義だ。 有望な商品の販路を開拓したりする 後者にとつては武力によつて 前者にとつては 軍人階級の利害 資本階 此 ぬれから

一切の怖ろしい・ひの○○<<mark>根源></mark>は、戰爭に参加にとつて會心の事柄だが、戰争が殘して行った一切のいたましい不幸、否まない所だらう。ドイツの軍閥の巣窟が一掃されたことは、世界民酪つて、此度の世界大戰も終極においては、帝國主義と帝國主義との兩様の思想傾向の合對したものは、普通に帝國主義と呼ばれるもので

家主義者たちの我慾が醺し出す惡氣ではないか。 爭は終わったが、 を認めることなしにどうして正しい改造の結論がみちびき出されよう。 h について言議することは無益な仕業だらう。 講和會議に向つた折りのウィルソンは、 等かの程度において帝國主義的動向によって支配されていることに存 .聲高く聽かれるけれど、 !.遮られてゐるではないか。 だ講和會議に、)たすべての<主要な>國家が、 責任を自覺した偉大なる世界民の一人だつた。その後の彼れの譲歩 無賠償主義、 晴 多きを望むが如きは最初から愚かな過ちだつた。 れやかな平和の光りは、 非領土割譲主義、 世界主義の大前提と、 それはさまざまの種類の固陋な傲慢な國 民族自決主義の大旆を樹てて かうした意味での人類の共同 人種平等主義の承認を拒 世界的不安の密雲の 改造 社會主義の小前提と の叫びは至る處 ため 戰

九

理さるべきかの問題に對して、彼れはいづれの見解に左袒するだらう持する所だが、現存の多數の國家の間の錯雑せる關係は如何にして整味での國家主義は、遠い未來の人類を問題としない限り、世界民の支社會組織の維持者としての國家の存在價値を肯定する思想といふ意

あつて、 前に説明した第二の意味での國家主義によつて制約された國際主義 史を有つて居り、 織として至つて不完全な體制を具へてゐるに過ぎないが、 がdie Völker gemeiu schaftと呼ぶのが其れである。それは、 在の國際團體<現存、 てゐることは既に述べた。 たことは争はれない。 世界に現存する殆んどすべての國家が、 と呼び、 體制の不完全さは取りも直さず精神の幼稚さの證憑だ。 フランス人がLa societe des natious と呼び、 世界の文化の發展のためには、 國際社會>だ。イギリス人がFamily of 此の國際團體<社會>の體制を支へてゐる精神は 此の事實を形にあらはしてゐるもの 兎も角も かなりの貢献を致し 國際主義を採用 相當古い ドイツ人 社會組 覗

に比べると、 ちびく所の自然法の思想とは同じものでない。 さはしい獨斷的な自然法の思想であつて、 べきものである 自然法の目指した理想の高遠さは、 へたものは自然法の思想であつたが、 <社會>の成員は國際法の拘束を受ける。 世界民には自然法があり、 現在の國際法を支へている國際意識の幼稚さはあは 國民には國家法があるやうに、國際團體 何人も否定し得ない所だが、 それは十七世紀の欧羅巴人にふ 國際法の發達の出發點をあた 今日世界民の正義感情をみ それにしてもかの古い それ れむ

帯の ける諸國民の相互倚놊<存>性の旺盛な成長となつて人生のあらゆる方 次いで科學、 面を蔽ふに至つた。 一びに此の事實を認識する意識の發達と並行して來た。 或 事實の發達は、 「際主義の發達は、 藝術、 宗教、 先づ國際的經 此の

中

は

の

は

な

な

ま

と

い

事

実

に

既

底

し

て

、 國家と國家との利益の 衛生、 習俗などのさまざまな文化領域に於 濟關係の巧妙複雑な構成として現れ 連帯関 ス係その 団際的 者の 各種の生 發達 社會連

か?

+ 希望を、 る希望、 つ 統 の 活 た形があつたものの、 《果を収めて、 利益 多 の試みであつた。皮肉にもそれは主として戦争法規の制定機關とな 一的焦點をあたへやうとしたものは、 世 紀 の機關を通じて次第に濃厚に表現され初めた國際意識に對 の維持増 なる可く交戰行為から生じる慘禍の程度を緩和しやうと云ふ 列國の委員たちが真面目に抱いてゐたことは争えない の半頃から簇々と生れ出た。 進 大抵は現在にまでその活動を績げて來てゐる。 でのため しかもなる可く戰爭の機曾を減少しやうとす の國際的協力を目的とする萬國聯合の それ等の聯合はそれぞれ相當の 第一囘、 第二囘の萬國平和會 此 制 れら 度が、

重

諸國 明 對して人間の 殺 ゅ うした意味での偉大なる幻滅であつた。 向上して行きかも知れないと、 たことは、 まだ數多く要求し残されてあることが解つた。 程であつたが、其處に至るまでに人類がささげねばならぬ犠性はまだ 稽だらう。 的 るに暴を以てす可く、 |戦争法規を蹂躙した。 かうした國際意識の順調な發達は、 目つぶしだらうし ?野蠻人の争闘であつた。 の國民>たちが、 掠奪、 もつと悲慘な滑稽ではなかつたか。 判斷 しかし自分たちがこさへた國際法規を無視して數知れず 強姦をやつたドイツ人、 力を鈍らせるところの愛國心とは、 お互ひに敵國人を正義人道違反者呼ばわりをし 國際戰争法規を無視して争つた。すべて イギリス、フランスの愛國者たちも、 強盗がカントの道徳論を講義したら随 世界民をして心ひそかに期待せしめた やがては世界主義の精神にまで イギリス人、フランス人<交戦 ドイツの愛國者たちが先づ國 さうした皮肉な事實に 世界戦争の勃發は、 なんといふ怖ろ 暴に酬 `が交 さ 分

として國際意識が新しい生命力を體得して成長し始めた。 界戰争の激揺によつて國際秩序は無慘に破壊されたが、 囘 その反動 復せる國

> する聯盟の根本目的の履行に忠實なるべきことを誓うた。 準として國際法の原則を確立し、 ける公明正大なる關係を規律し、 聯盟に競うて参加し、 しい生命力の象徴だ。 際秩序の基礎の上に建設された國際聯盟のすばらしい ≜し、 以て國際協力を促進し、 『戦争に訴へざるの義務を受諾 國際團體<社會>の成員たる國家の 且つ各國間の平和安寧を完成せ 且つ、 各國政府間の行為を律する現實の 嚴に一切の條約上の義務を尊 į 組 大多數 織は、 各國間 む がは此 此 に於 の 規 新

ならば、 みなぎり亙る日が到來せぬとも限るま 胸へとながれてゐるに過ぎない世界的精神が、 は正しくない。 是認しないまでも、 織が精神に及ぼす影響を看過することも能きない。 頓かに抛ち去って、 現實の國家を支配してゐる人々が、 はない。 組織の改造は、 依然として國家主義的國際主義の立場を根抵とするものである。 たやうに、 正常<確>ならしめるものではない。 たことは、 と趣を異にする所の全く新たな精神によつて建設されたものではなく 或 |際聯盟その者は、 資本主義的經濟組 國際團體<社會>の内部に國際聯盟といふ明確な組織が生まれ 現在では人類の使命にまで自覺した小部 國際意識の重厚度が増加した事實を裏書するものであるが 直接に國際意識の根本性質を變改する力を有つもので 國際聯盟の組織がその機能を着實にはたらかせて行く 世界主義に共鳴するに至つたのだと云ふ推 環境が人間の心理を規定する事實を否定すること 從來列國が國際關係に於いて把持し來つた精 織 の 胎内から社會主義的思想が生み出され その奉じ來つた國家主義の信條を けれども他方において、 國 |際秩序の 分の人々の たとへ唯物史観 裡に 吾々は 滔滔 覚定を、 胸

る。 或 右の 際聯盟に加入しないで、 方のはアメリカ合衆國で、 その傍らに佇んでゐる二つの大國 左の方のはロシア社會掌<主義>ソ 家が

うと力んでゐる。 ど・・・。 たたへる。 主義の精神に、より近く立つてゐるだらうか?どちらが國際聯盟 洗禮をさづけてやらうと心構へてゐるレニンの考へと、どちらが世界 ビエット共和國だ。 か?-世界民は斯う云ふ疑問を起こして見て、しづかな微笑を唇邊に 否人類全軆の將來を規定する力を、より多く有つてゐるだらう それはひとり世界民にとつてのみの問題ではあるまいけれ ハーヂングの考へと、 國際聯盟の標牌を國際聯合と謂ふのに書き替 聯盟諸國の國民に共産主義の の將 へや

+

ことは、 ことは勿論不可能だけれど、 か?-それは人類にとつて最も普遍的な最も根本的な問題の一つであ 社會>を構成してゐる。 つて行はれるだらうか?いかなる方向を執つて行はれるべきである われわれ人類の大部分は、 日夜世界民の念頭を去らない宿題である。 更にそれらの國家を通じて一個の國際社會又は國際團體<法 敢て至難 この業といふわけではない。 此の人類的社會の改造は、 幾十の集團に分れて其の數だけの國家を 問題の解決について大體の見當をつける それを明確に規定する 如何なる方向を執

國

に、

先づ改造しやうとする途と現在の國際社會の組織其者には手を觸れず 實質を改造しやうとする途との二つがあり得 國際社會の構成單位たる國家を改造することによつて、 (存の國際社會を改造して行く方法には、 現存の國 際社會 國際社會 の 組 織を

單に 國家の存在個數 |際社會の構成單位としての國家の改造の問題については、 ・ち國際社會の構成單位の個數の問題だけを考 ・では

が

おこるだらう。

この欲求に從

へば國際社會構成單位の個數は

を減殺し、國家作用に對する個人の参加範圍を擴大しやうといふ欲求 く小さくして、 常に増大することも考へられねばならぬ。 著しく加へるだらうし、國家の活動と個人の行爲とを距てる懸絶 は減少されるだらうが、 はしい。 假令その計畫が現實にされたところで、 らでも考へられるけれど、その實行には多大の困難が伴ふのみならず、 民族的大國家が建設されるとかー人種の如何を標準として、 部分とする所の國々は悉く佛國に併合され、スラブ民族の國々は露國 國などが其れに並行してつくられるとかーラテン民族を以て人口の大 解體して一つの欧羅巴國をつくり、 を>改造すべきだといふ要求が生まれて來る。 はなるべく少數であるのが、 重大な影響を及ぼすべき問題たるわけだ。 際社會を構成する國家の存在個數の如何は、 等の原則を前提としてゐるものであり、 造は問題とならぬのだが、 の貫徹にまで、 いとすれば、 決に當つては、 へて見る。 チユートン民族の國々は米國に併合されるといふやうな方法で、 黄色人の國、 それによつて國家と國家との利害の衝突の機會なり原因 右に舉げた第二の途においては、 現在の多數の國家を整理して、 出來上つた少數の大國家が熱心に協力するかは頗る疑 國家と國家との 各個の國家が平等の發言権を有してゐるのだから、 白色人の國が形成されるとか、 國家と國家との利害の相反性はその深刻さを 國際社會の現在の組織は、 國際社會の合理的發展のために都合が好 接觸面を増加する代りに利害の相反性 亜細亜國、 世界民が望むやうな世界主義 國際社會に關係する問 そこで國家の規模をなる可 若しも國際社會の構成單位 國際社會の發達に對して 國際社會 少數の大規模な國家峠 例えば欧羅巴の諸國 亜米利 いろいろの仕方が幾 加國、 國家の相互 の 組織 黒色人の 阿 其 題 者 の 0 或 解 加 改

或 れと共に、 包容するならば、前の主義と後の主義との綜合が成り立つわけだ。 著しく滋くなるだらう。 際的 其れ . О |執れか一つ又は數個に基いて若干の聯邦國の中に澤山の 利益連帯關係はおのづから密接となるだらうが、 の幾倍に、 他方に於いては各小國家の權力なり權限なりに種々の 又幾十倍に増されることとなり、 國際的社會生活の面目を改めやうとの主張も提 それを緩和し調整するために、 それらの さまぎま 國際的紛 諸國 小國家を の標 争は 制 家 そ 限 の

起し得られる筈だ。

を

加へることに因り、

だの それを廢止するか、 態度との兩者の差違が思ひ浮べられる。 際社會の中央機關としての機能<機關>をいとなみ、 化を生じないことは言を俟たない。 個 持させながら、 在 利であり最も手近な方法は、 的 を支へてゐる法律秩序をして其儘國際性を維持せしめつつ、 會 社會組 :盟といふ名稱を如何様に變更しやうとも、それは關する所でないし 将來に於て實現されはしないかといふ蓋然性がないでもないが. のすべての國家を包容させた上、 重 といふ極めて有力な少數の大國家だけが聯合をつくり、 の 「織の個々の部分に改造を加へて行かうとする態度と、 には現在の國際社會を改造して行くための第二の途、 |要な國際問題についてその指定に從ふと云ふやうな制度が、 組織部分に何等かの變改が施されたところで、 .織を改造する途について考へて見ると、 織に本質的な改造を加へ、 聯盟の機關なりに改革をあたへる方法だ。 又はそれと並行して、 現在既に成立してゐる國際聯盟をして現 聯盟の本質たる國際的集團性を保 その外國際聯盟を利用しないで、 その組織原理を變更しやうとする 前の態度を執るとき、 英國だの、 現在の國際的社會組 他のすべての 露國だの、 聯盟の本質に變 その際國際 現在の國際 ・ ち 國 それ 或 最も便 際 米國 が國 |際社 國 的 さ 近 家 織 社

> うし た國際的 アリストクラシイの出 現は、 世 界民の斷じて許す

る所であ

うといふ態度を意味する。 在の國際的法律秩序から國際性を奪ひ、 隔があるが、 府主義的なものと、 ために前者を世界國、 として成立し、 現 聯邦的たるかに由つて、 在の國際社會の組織原理を改造しやうとする態度の中で 妣♥<しばらく>後者だけについて考察すると、 或は聯邦的世界國として成立することとなる。 國家#<安>定主義的なも 後者を世界聯邦國と呼ぶことにしやう。 そしてあたへらるべき國家性 新たなる社會組織は或は、 その代りに國家性を賦與しや のとの 別間には、 單邦的 が單邦的 ŧ それは現 著しい懸 便宜 7世界 たる 無 政

か、

前者 上っ 最高中央政府の事務を處理する行政機關、 法規を制定し、 中央政府相互間の關係、 立法機關 にも或る範圍において服從する義務を負はされる。 れぞれ從來の所屬國の國民たると同時に、 しめた後、 に着眼するだらう。 きさうな・態に目標を置かうとするときは、 求めねばならぬのだが、 することとなると、 足る武力を有つところの 現 の た世界聯邦國と現在の國際聯盟とを比較するとき、 實の國際關係を離れて、)特色は、 があつて、 それらの國家の上に最高中央政府を設定し、 最高中央裁判所がそれらの法規に據て司法作用を行ふ 後者の最高機闘 ・ち國際聯盟をして現存のすべての國家を包含せ 前に考察した國家存在個數の決定の問題と關 最高中央政府と各國の中央政府との關係、 なる可く近い將來においての實現可能 最高中央政府と各國人民との關係を規 陸海軍が構戒されるだらう。 論理的に世界聯邦國の内面的構造 たる聯盟総會が列國の 此の最高中央政府の統 殊に各國の恣意を抑壓する 誰れでも既成の國際聯盟 最高中央政府には 政 最も眼につく 斯うして出來 各國人民は 府の派遣 %律する を思惟 治 聯 の そ 大

に

の合議體によつて構成される點にある。 其の中から何等かの標準に基いて選舉された代表者の會議との、二つ各國政府の代表者の會議と、各國人人列国の人民の總數>を一體として、政府の代表者を以て構成されてゐるに反し、前者の最高機關は恐らく

國民・ち全人類の間から一定の標準によつて選出された代表者を以て 得ないやうな狀態も思惟し得られる。 ざまの見地からその決定方法を考察されねばならぬことはいふまでも 構成されるだらう。 限界は極めて濶大たることを得るであらう。 に直屬するといふやうな關係となり、 府縣だとか、 多少擴大して考へるならば、 なり機能なりを保有し得ないやうにされねばならぬ。 權限には重大な制限が加へられ、 治機關の大部分を備へた儘、 全然その痕跡を殘すことを得ず、 的普遍的政務を行ふ國家を樹立する方法である。 「の理想を實現しやうとする途は、 ゃ ·はり現實の國際的社會を本準<さまで>超越することなしに、 市町村だとかの孰れかが、 此の代表機關その者の組織なり機能なりは、 現在の各國は新しい世界の内部において 地方的自治團體に化せしめ、 地方的自治濶<團>體としても存績し 各自治團體が全然國家としての權 現在の列國をして、その各種の政 自治團體の構成員たちの政治 此の場合には、 最高級の自治體として世界國 世界國の最高機關は、 勿論各自治團體 現在の州だとか 改造の可 その上に統 能 さま 世界 性を 全 的 カ の

公明正大な政治の實現を見るごとは覺束ない。

+

在を失ふであらうが、國際關係における國家主義は必ずしもその生命若しも世界聯邦國が實現されたと假定するならば、國際法はその存

るに、 する人々が、 的方面も亦存在の餘地を失ふわけであるが、 聯邦國の中央政府を組織するところの人々が、 らぬが、 が を終了することはなからう。 とか謂つたやうな、 のでなければならぬ。更に進んで世界國が成立した場合を假定して見 れることなく、 、反世界主義的政策を實行するのを抑制するやうな制度を設け そこでは最早國際關係に於ける國家主義、 さうした法律を制定し、 人種主義とか、民族主義とか、 人類全體の利害を標準として聯邦國の政策を決定する あらゆる排他的政治思想から解放されない 勿論世界聯邦國 さうした制度を運用するためには 地方主義とか、 世界國の統治機關を構成 の法律は、 傳統的國家主義に囚 ・ち國家主義の排 各支分國 階級主義 ねば 政 府

民は一 ための手段としての價値を意味するに過ぎぬ。 なく加へるだらう。 世界聯邦國や世界國やの法律に對し、 國のために、 界國民たるではあらうけれど、彼れは自己の自由の全部を、 能きない。 世界國民たるものであつて、 らが人間の本質にめざめない間は、 如何を問はず、 或は世界聯邦國の法律により、 た其れらの國家の存在價値は、 命を有 世界聯邦國の國民や世界國の國民は、 切の法律の權威を超越するところの自然法の原則を把持しつつ 如何ほど宏壯な規模を有するにしても、 反面から觀ると、 又は世界國のために捧げるものではない。 國民としての資格を背負はされるだらう。 世界聯邦國なり世界國なりが、 世界民は必す世界聯邦國民たり、 未だ以て世界民として認められることは 畢寛個人の純真な人格を維持發展する 或は世界國の法律により、 彼れらは單なる世界聯邦國民たり 政策に對し、 今日の各國の國民とひとしく 如何なる社會組織 嚴正な批判を忌憚 世界民の眼に映じ 如何ほど雄大な使 かへつて世界 だから彼 自己の意志 世界聯 又は世 の動

民のたのしみとする至大の特權である。揺變動に際曾しても、自我の核心たる自由を保持し得ることは、世界

らう。 う。 いて、 すべきことは無論だけれど、それよりも第一に今日の現實の社會にお 界聯邦國や世界國やの教育が、 多數の世界民の努力を俟たずしては企及し得られぬだらう。だから世 その法律なり政策なりの公正なる批制者として、 人をみちびくことに在らねばならぬと、世界民は確信にみちた斷定を その權力の行使者、 兄界聯邦國にせよ、 あらゆる教育の根本方針が、 それに世界聯邦國だの世界國だのを實現する事業それ自身が、 世界國にせよ、それが實現された曉においては その制度の運用者として、世界民を要するだ 世界民たる國民の養成を最高の目的と 世界民としての自覺にまぜ<つ>個 世界民を要するだら

め悲しましめる場合が、通常である。 多くの教育者たちのかたくなら偏狭な精神が、世界民をして失望せし が一へ。けれども>さう云ふ機會は現在のところ至つて稀れであり、 出したときは、幼な馴染の友だちに逢つたかのやうに無邪氣によろこ 出したときは、幼な馴染の友だちに逢つたかのやうに無邪氣によろこ 出したときは、幼な馴染の友だちに逢つたかのやうに無邪氣によろこ はれども世界民としての教育が可能たり得るためには、先づ教育者

+=

さうした物象をながめる毎に、その下で絶え間もない残虐な争闘に從の、萬人の心の隅の隅の暗さまで射とほすかと思はれる強い明るさ…深い青藍色にかぎりなく晴れひろがつた大空、そこにかがやく太陽

※1、1、1。事してゐる人間たちの世界のあることが、世界民にはつくづくと不思事してゐる人間たちの世界のあることが、世界民にはつくづくと不思

議に思はれる。

を赤らめてうなだれるだらう。 を赤らめてうなだれるだらう。 をかっをほんとうにもつて居るのかい?』とあざけると、世界民は顔ない持ち焦れ氣味になつて、『おまへは人間としての自覺といふことが心持ち焦れ氣味になつて、『おまへは人間としての自覺といふことが、おまへは繰り返しことはつたけれど、おまへのしやべることは、いと、おまへは繰り返しことはつたけれど、おまへのしやべることは、いと、おまへは繰り返しことはつたけれど、おまへのしやべることは、いと、おまへは繰り返しことはつたけれど、おまへのしやべることは、

てゐる!』と吐き出すやうに彼れは答へるだらう。が多いかい?』とたづねて見たら、『私の心は世界苦の重さに壓されつて行くだらう。-そのとき彼れに、『世界民は愉悦と悲哀とどちらに周圍の空間のあかるさが堪らなく寂しくなり、急いで自分の家へ歸リアリストが鼻唄をうたひながら歩み去つたあとで、世界民は俄か

-世界民の立場から」(生活社版)のあとがき

界民の立場から」という新しい題目を選び、随所に些細の修正を施し五年の歳月が經過したのであるが、生活社からの依頼に應じて、「世雑誌「改造」の大正十年六月號に發表したものである。それ以來二十本書所載の論考は、「世界民の愉悦と悲哀」という題目を附して、

たからに他ならない。現在における日本の状勢から見て何程かの意義があるだらう、と考へた上で、「日本叢書」の中に加えてもらふことにしたのは、その事が、

こととした。

昭和二十年十二月二十五日

したが、フォントの関係で現代の書体を用いた部分もある。 となっているところも多い。 なお、できるかぎり当時の書体を用いようとし線で示した。しかし見落とした部分や漢字をかなに直した部分などはそのま立つ異同については「日本叢書」版を > で記し、それにかかる部分を取り消立つ異同については「日本叢書」版を > で記し、それにかかる部分を取り消立の実施がある。

2、その部分自体が削除されていたため、そのままとなっている。 伏せ字の部分について、後半部分は「日本叢書」版で補正したが、前半部分

(二〇一八年二月記]